

入札・契約制度の見直しについて

平成21年12月21日
京都府総務部

京都府公共調達検討委員会で公共調達のあり方について検討いただいているところですが、委員会における意見も踏まえ、当面の措置として、次のとおり、入札・契約制度の見直しを行います。

1 目的

工事の適切な品質や安全管理の確保の観点から、低入札調査基準価格の全国的な指標である「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」のモデル式が見直されたこと、また、一方で建設企業の健全な育成を図るため、このモデル式を参考としてきた本府においても、最低制限価格等の価格算定の基準を引き上げる。

併せて、厳しい経済雇用情勢も踏まえ、特に下請労働者の適切な労働環境の確保について、一層的確に対応するため、労働関係法令の遵守の徹底を図る。

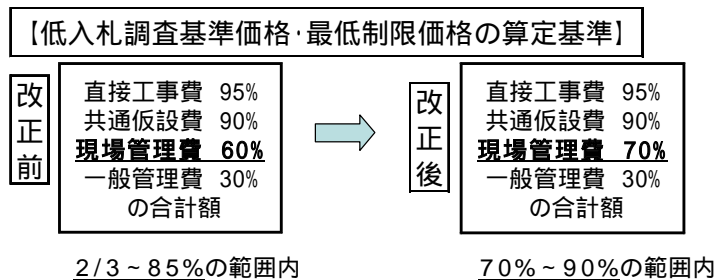
2 見直しの概要

(1) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度に係る価格算定基準の引上げ

最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定範囲を、予定価格の7/10～9/10に引上げ（従来、予定価格の2/3～8.5/10）るとともに、算定基準のうち、現場管理費の割合を70%に引上げ（従来、60%）

特別重点調査の基準（現場管理費）も併せて改正

1億円以上の工事における安易なダンピングの抑制（低入札調査資料を提出できなかった者に対する指名停止等の実施）



(2) 適切な労働環境確保措置

京都府の全ての工事請負契約書に、
全ての下請負契約において、労働関係法令遵守項目を明記・指導する義務、
下請負人の労働関係法令違反への是正指導・報告義務を明記し、
下請負人の労働関係法令の遵守を徹底。
なお、元請負人が契約書に明記した義務を果たさない場合、工事成績点の減点等を実施

3 適用開始時期

平成22年1月4日以降に入札資格確認通知又は指名通知を行う建設工事等から適用（平成22年1月4日以降に入札書の提出を行う建設工事等から適用）